

報告第13号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 42,350 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和5年5月11日午後3時頃、久喜市栗原2丁目地内の本郷児童公園において、職員が肩掛式刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、相手方宅の窓ガラスを破損させた。

令和5年7月10日

久喜市長 梅 田 修 一